

横浜市内の指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
指定障害児入所施設 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

**令和 5 年度児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等
給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）**

日頃から本市の障害児福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになっています。

このため、提出の必要な事業所（下記参照）については、令和 5 年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

1 提出の必要がある事業所等

- (1) 児童発達支援を行うすべての事業所
- (2) 医療型児童発達支援を行うすべての事業所
- (3) 放課後等デイサービスを行うすべての事業所
- (4) 加算の新規取得や取得内容に変更がある居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所
- (5) 福祉型障害児入所施設
- (6) 医療型障害児入所施設
- (7) 加算の新規取得や取得内容に変更がある障害児相談支援事業所

2 体制届様式の掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の文書／カテゴリ検索

→ 「2. 横浜市からのお知らせ」

→ 「⑨-3 事業所変更・加算に関する届け出について（児童福祉法）」

→ 「3. 体制届」

→ **【横浜市様式】令和 5 年度体制届**

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13855>

3 令和5年度届出時 要確認事項

重要

体制届の提出の際には次の書類も添付をしてください。

- ① 児童発達支援管理責任者の要件を確認できる書類
(実務経験証明書、研修修了証の写し※、資格証の写し等)

※1 児童発達支援管理責任者更新研修を受講済の場合

更新研修修了証（サービス管理責任者更新研修修了証でも可）の写し

●※1に該当する人で、平成31年3月31日までの間に、実務経験を満たす、基礎研修修了者であった場合は、令和6年3月31日までに児童発達支援管理責任者更新研修を受講しなければ、令和6年4月1日以降、児童発達支援管理責任者として勤務できません。

※2 令和4年3月31日以前に実務経験を満たす、基礎研修修了者のうち

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を受講済の場合

実践研修修了証の写し

イ 実践研修を未受講の場合

2つの研修（基礎研修、補足研修）の修了証の写し

●※2に該当する人で、実務経験を満たす、基礎研修修了者となった日から3年を経過している場合は、児童発達支援管理責任者実践研修を受講しなければ、児童発達支援管理責任者として勤務できません。

※3「やむを得ない事由による児童発達支援管理責任者の配置に関する届出書」を提出している事業所は、当該様式の控えと実務経験証明書を出してください。

- ② 児童指導員、保育士の要件を確認できる書類

(実務経験証明書、資格証等)

令和5年4月1日以降、置くべき従業員の要件から、障害福祉サービス経験者は削除されます。

【別紙】「職種ごとに要件を確認できる主な書類例」を参照

4 提出期限

令和5年4月14日（金）消印有効

※令和5年4月から、加算等を変更する場合、変更届の提出は不要です。体制届の届出書（様式第1号）に、加算の変更内容を記載してください。

※令和5年5月から、報酬単価が上がる加算の変更をする場合、令和5年4月14日（金）までに、体制届とは別に変更の体制届の提出が必要です。

※令和5年度に障害福祉サービス等处遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を取得しようとする場合、別途web申請フォームより計画書の提出が必要です。（令和5年4月に新規開設した事業所で、これらの加算を算定する場合も同様です。）

申請受付期間や提出方法は、下記をご確認ください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13836>

5 提出にあたっての留意事項

- (1) 「サービス種類別提出書類一覧（体制届データ・ワークシートの一覧表）」で提出書類の確認を行い、書類の不足がないようにしてください。また、加算の算定に必要な挙証資料が提出されないと加算の算定ができませんので御注意ください。
- (2) 届出書（様式第1号）及び人員基準確認シート（別紙2-1）の記載例をつけましたので参考にしてください。
- (3) 提出した書類の写しを必ず各事業所で保管してください。
- (4) 書類に不備等があった場合は、修正及び再送について連絡します。提出書類の写しを保管していただくことで、確認がスムーズに行えますので、ご協力をお願いします。
不足書類は、速やかに再送いただけないと加算を算定ができないこともあります。
- (5) かながわ福祉サービス振興会あて郵送用の封筒貼付ラベル（別添）を使用してください。
- (6) 受領確認が必要な場合には、書留等の記録の残る提出方法を御利用ください。受領証をお送りいただいても、返送は行っていませんのでご注意ください。

6 加算等の変更に関する資料の掲載場所

※令和5年5月から、報酬単価が上がる加算の変更をするために変更の体制届を提出する場合を含みます。

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の文書／カテゴリ検索

→「2. 横浜市からのお知らせ」

→「⑨-3 変更届・加算等に関する届出について（児童福祉法）」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result.asp?category=153&topid=2

7 書類の提出先・問い合わせ先

<p>体制届の記載方法等の 問い合わせ先・提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制届 ・変更届 <p>(事業所の所在地変更は除く) に関すること</p> <p><対象事業所> 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児相談支援</p> <p><u>※児童発達支援センター・障害児入所 施設は障害児福祉保健課へ</u></p>	<p>〒231-0023</p> <p>横浜市中区山下町 23 番地 ^{にっ ち} 日土地山下町ビル 9 階</p> <p>公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 運営指導課 児童係</p> <p>受 付 時 間：平日 9:00～17:00 電 話：045-681-8435 ファックス：045-671-0295 Eメール：jidoujitti@kanafuku.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、お問合せはEメールでお願いします。 ○ 書類を持ち込む場合、上記法人事業所・受付窓口まで直接持ち込んでください(集配ポストへの投入不可)。 ○ 封筒に貼る郵送ラベル(別添)を使用してください
<p>障害福祉サービス等処遇改善加算等の届出に関する問い合わせ先・提出先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等処遇改善加算 ・特定処遇改善加算 ・ベースアップ等支援加算 <p>に関すること</p>	<p>別途、下記案内の通り</p> <p>https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13836</p>
<p>上記を除く 問い合わせ先(全事業所)</p> <p>児童発達支援センター・障害児入所 施設の問い合わせ先・提出先</p>	<p>〒231-0005</p> <p>横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 (13 階)</p> <p>横浜市こども青少年局障害児福祉保健課</p> <p>受 付 時 間：平日 8:45～12:00/13:00～17:15 電 話：045-671-4274 Eメール：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp</p> <p>※原則として、お問合せはEメールでお願いします。</p> <p>件名を【体制届質問】事業所名 としてください</p>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

TEL：045-671-4274

FAX：045-663-2304